

# 霧島市新規就農者育成投資資金の概要

○ 霧島市の次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始資金（2年以内））を交付。

## 霧島市新規就農者育成投資資金（経営開始資金）

霧島市の次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、原則として55歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、市単独事業として年間144万円を最長2年間交付。

## 経営開始資金の主な交付要件等

- 1 霧島市に住民票を有すること
- 2 主な就農地が霧島市であること
- 3 独立・自営就農であること
  - ・農家子弟で、単に親の経営内容をそのまま継承する場合でも可とする
  - ・交付終了後、交付期間と同期間以上営農を継続すること
- 4 市町村段階に経営・技術、資金、農地をそれぞれに対応するサポート体制を整備

# 霧島市新規就農者育成投資資金(経営開始資金)の資金交付要件

○ 霧島市の次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（2年以内）を交付。

1 独立・自営就農時年齢が原則55歳未満の認定新規就農者※1で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

※1 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

2 独立・自営就農であること

・自ら作成した青年等就農計画等※2に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に霧島市新規就農者育成投資資金申請追加資料を添付したもの

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること

4 農家子弟の場合は、親の経営から独立・自営していること

（親の営農類型と同じ場合でも可とする）

5 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること

6 生活保護、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けられない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

7 霧島市に住民票を有すること

8 主な就農地が霧島市であること

9 国の事業（新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金））に該当する者は、国の事業を利用すること

（市と国の事業を併用または引き続き利用することはできない）

## 交付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。

## 資金の交付停止

- 1 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合

## 資金の返還

- 1 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、独立・自営就農を継続しなかった場合